

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月24日

香川県人事委員会委員長 柳瀬治夫

香川県人事委員会規則第25号

宿日直手当に関する規則の一部を改正する規則

宿日直手当に関する規則（昭和40年香川県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 前条第1号及び第2号に掲げる勤務についての宿日直手当の額は、その勤務1回につき、同条第1号に掲げる勤務にあっては<u>4,700円</u>、同条第2号に掲げる勤務にあっては<u>7,700円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、これらの額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第3号に掲げる勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額<u>23,500円</u>とし、その期間において勤務した日数がその期間の2分の1以下の場合にあっては月額<u>11,750円</u>とする。</p> <p>4 略</p>	<p>(宿日直手当の額)</p> <p>第3条 前条第1号及び第2号に掲げる勤務についての宿日直手当の額は、その勤務1回につき、同条第1号に掲げる勤務にあっては<u>4,400円</u>、同条第2号に掲げる勤務にあっては<u>7,400円</u>とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、これらの額に100分の50を乗じて得た額とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 前条第3号に掲げる勤務についての宿日直手当の額は、月の1日から末日までの期間において勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額<u>22,000円</u>とし、その期間において勤務した日数がその期間の2分の1以下の場合にあっては月額<u>11,000円</u>とする。</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、令和7年12月25日から施行し、改正後の宿日直手当に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。